

◇ 「損金経理」と「損金の額に算入する」

Q : 法人税では、「損金経理」と「損金の額に算入する」という言葉がでてきますが、何か違いがあるのでしょうか。

A : 2つの言葉の意味には違いがあります。

【解説】

「損金経理」とは、法人がその確定した決算において費用又は損失として経理することをいいます。法人税では、減価償却、引当金の繰入れ、役員退職金など、損金経理をしなければ損金算入できないものがあります。損金経理しなかった金額は、損金算入限度額に余裕があっても、申告減算調整で損金算入することはできません。例えば、減価償却費を計上せずに決算書を作成した場合、申告調整で減価償却費を計上することはできないというわけです。損金経理を条件に損金算入すると規定されているものについては注意が必要です。

これに対して「損金の額に算入する」というのは、法人の所得の金額の計算に当たって、損金の額に算入することですから、これには、申告調整で減算することも含まれます。つまり、帳簿上損金経理していなくても、申告調整で減算することができるという意味です。例えば直前事業年度分の事業税の額は、当事業年度末までにその全部又は一部につき申告等がなされていなくても当事業年度において損金の額に算入することができる、というのは、損金経理を行って未払金に計上するほか、申告減算調整もできることを意味します。

